平成２７年（フ）第４８９号
福岡市中央区今泉１丁目18番13―905号
破産者　岩橋　正治
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８３号
北海道小樽市幸２丁目11番28号、前住所北海道小樽市幸２丁目18番15号　阿部アパートＤ号室
破産者　中條　直樹
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第２６９号
群馬県前橋市富士見町小暮1588番地22
破産者　牧ケ谷廣幸
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７６号
富山市森田1108番地
破産者　高見　真志
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４６号
富山市中市１丁目３番６号
破産者　ＷｏｏｄＤｅｃｋ工房四季彩こと　舟瀬　一志
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１２号
金沢市土清水３丁目８番地　フォレストヒルズ101号、開始決定時の住所金沢市土清水３丁目217番地５
破産者　呉比　康明
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第８３号
岐阜県各務原市須衛町１丁目364番地
破産者　武井　　豊
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２２８号
高知市福井町1113番地101　中平方、開始決定時の住所高知市福井扇町1189番地１　プロスパリティ扇501
破産者　矢野　芳男
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９号
長崎県島原市有明町大三東丙232番地５、前住所長崎県島原市有明町大三東甲770番地１
破産者　橋本　純子
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
長崎県雲仙市国見町土黒庚1312番地、前住所愛知県豊橋市神野新田町字イノ割101番地105
破産者　吉田　敏彦
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
長崎県佐世保市黒髪町6361番地111針尾ハイツ101号室
破産者　松田　剛典
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第９号
熊本県菊池市野間口487番地２
破産者　境　　義政
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
鹿児島県薩摩郡さつま町旭町１番地14、住民票上の住所鹿児島県薩摩郡さつま町船木240番地１
破産者　桐原セツ子（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第２３３６号
札幌市西区発寒１条２丁目４番８号　カーサエスパシオⅠ―Ｃ２号
破産者　茅野小百合
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０号
札幌市豊平区福住３条８丁目７番３号
破産者　細川　敬三
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０３号
札幌市豊平区西岡４条２丁目８番９号　ウエストヒルＹＭ―102号
破産者　山田　基晴
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９３号
福井県鯖江市西袋町第49号６番地
破産者　林　　泰文
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１９号
福井市国見町第５号８番地
破産者　辻岡　公雄
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係